

平成24年6月5日
中部地方整備局

明和町の歴史的風致維持向上計画を認定します ～ 中部の「町」で初の認定 ～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、三重県明和町から計画認定申請があった歴史的風致維持向上計画について、6月6日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定を行います。これを受け、以下のとおり津島国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を交付します。

中部地方整備局では、明和町の歴史的風致維持向上計画に基づく取組に対し、社会資本整備総合交付金等を用いた支援を行ってまいります。

認定証交付の日時：平成24年6月6日（水） 12:40～

認定証交付の場所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階

津島大臣政務官室

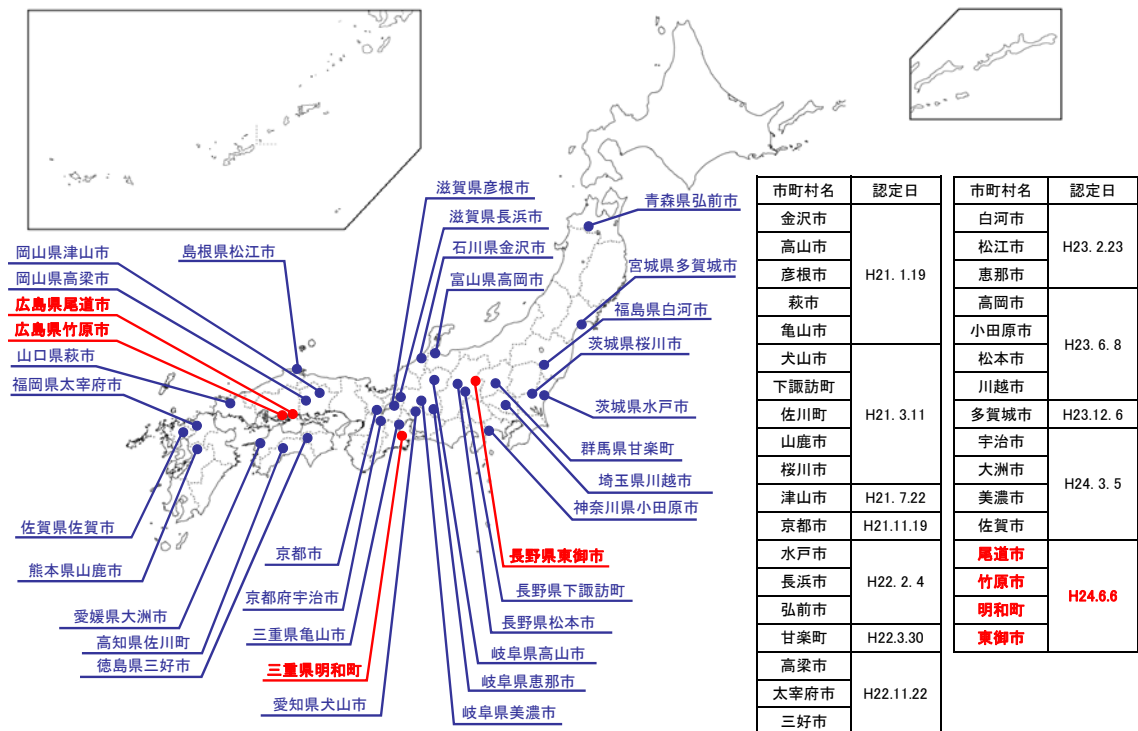
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

※ 広島県尾道市、広島県竹原市、長野県東御市^{とうみ}についても、同日認定されます。

◎中部における歴史的風致維持向上計画の認定状況

市町村	認定日
高山市	H21.1.19
亀山市	H21.1.19
犬山市	H21.3.11
恵那市	H23.2.23
美濃市	H24.3.5
明和町	H24.6.6

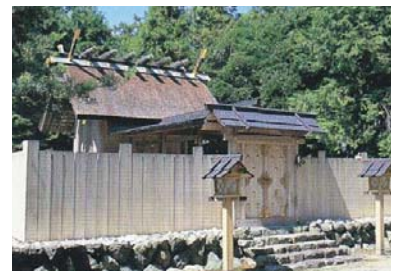
◎全国における歴史的風致維持向上計画の認定状況



◎認定する明和町歴史的風致維持向上計画について

史跡「斎宮跡」、三重県指定史跡「坂本古墳群」を含み、神聖な場所として古くから住民に守り続けられている斎王の森・竹神社や斎宮復興運動の拠点となった地域を重点区域とし、斎宮跡の建造物や古代伊勢道の復元、坂本古墳群の史跡公園としての整備、史跡内から流末河川に至る幹線排水路の整備、誘導案内板の整備、伊勢街道沿いの歴史的建造物の実態調査等の事業が位置付けられています。

詳細については、別添資料をご参照下さい。



【斎宮の旧跡地に存する竹神社】

配布先：中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ

解 禁：6月6日津島国土交通大臣政務官手交後解禁

【問合せ先】

中部地方整備局 建政部 計画管理課 課 長 堀口 岳史
課長補佐 竹内 充
TEL 052-953-8571

明和町の維持向上すべき歴史的風致

明和町は、古くは全域が伊勢神宮の神領となっており、古代から中世にかけて、天皇に代わりに伊勢神宮の天照大神に奉仕するため、歴代天皇の即位ごとに伊勢に遣わされた「斎王」の御殿とその事務を取り扱う役所（斎宮寮）からなる「斎宮」が置かれていました。近世においては、「斎宮」があった斎宮村をはじめとした5か村は、伊勢神宮の直轄地（神宮領）として残り、伊勢神宮と密接なかかわりを持って発展してきました。

こうした歴史的背景から、斎王制度が廃絶した後も斎宮の旧跡地では、地域住民による保存顕彰活動が受け継がれています。また、町内には伊勢神宮と深い関わりのある土器や織物の生産、大淀祇園祭などの民俗行事が歴史的建造物と一体となって明和町の歴史的風致を形成しています。

斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致

斎王制度が廃絶した後、斎宮の旧跡地である「斎王の森」や「野々宮（竹神社）」は、神聖な場所として現在も地元住民に守られ、明治以降の斎宮復興への運動により、史跡指定に繋がりました。地元住民等は往時の隆盛を誇った斎宮の様子を目にすることはできない中で、その姿を皆が思い描きながら、「斎王の森」や「野々宮」を守り続け、ありし日の「斎宮」を思い起こして、市街地に眠る歴史を大切に伝え残すという思いを受け継いでいます。



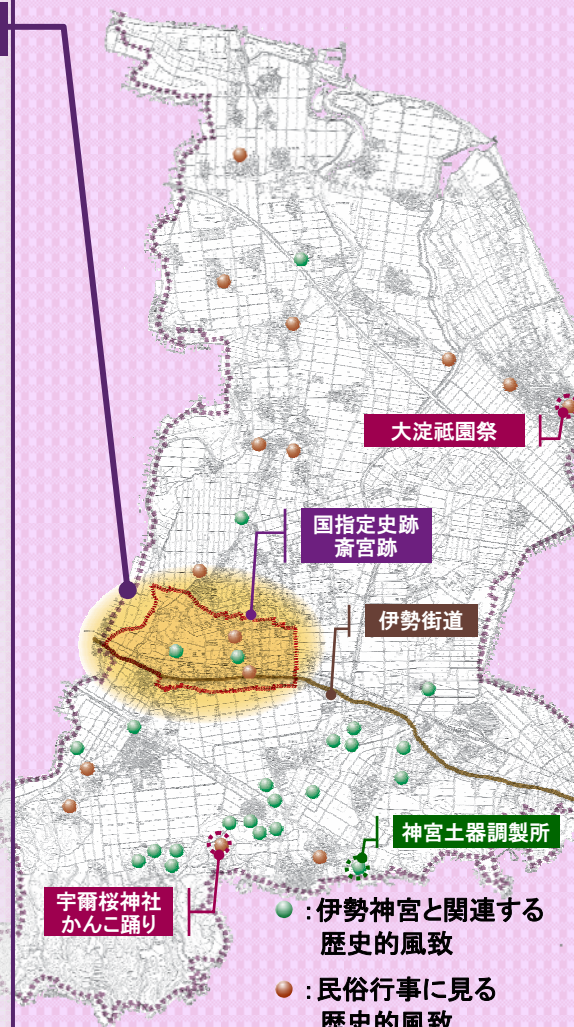
斎宮成立期と方格地割の位置図



斎王の森

野々宮（竹神社）

奉祝祭の様子
（昭和27年撮影）



伊勢神宮と関連する歴史的風致

神宮領であった本町は、古代以前より土器や織物を生産し、神宮に奉納してきました。このため、本町の土器生産は伊勢神宮と同等の長い歴史を歩み、特に「神宮土器調製所」における土器生産は、携わる者への技術の伝承だけでなく、調製所の中庭で行われる伝統的な天日干しの風景が、伊勢神宮との深い関わりを強く感じさせています。



神宮土器調製所



神宮土器の天日干し風景

民俗行事に見る歴史的風致

町内には民俗行事として、大淀祇園祭や宇爾桜神社かんこ踊り等が受け継がれています。こうした行事は、地域の人の手で古くから受け継がれてきており、農村と漁村を舞台として、町民の情熱と地域が一体となった伝統的な祭りの風情を感じさせています。



海上渡御（大淀祇園祭）



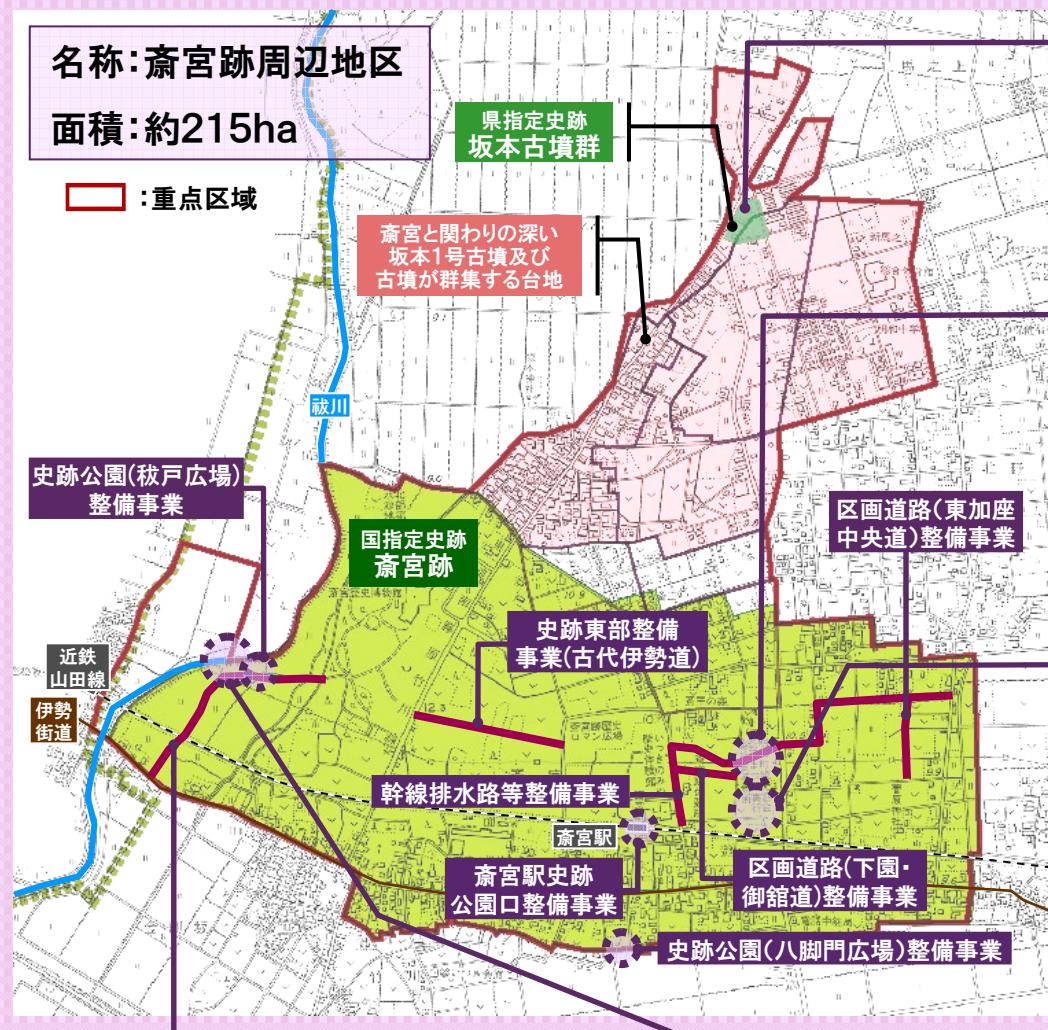
宇爾桜神社かんこ踊り

重点区域における施策・事業概要

名称: 斎宮跡周辺地区

面積: 約215ha

重点区域



坂本古墳公園整備事業

日本最後の前方後方墳である坂本1号墳のある坂本古墳群を史跡公園として整備することで、歴史的風致を担う地域住民の意識向上を図る。



坂本1号墳

史跡公園(下園東区画広場)整備事業

来訪者を受け入れるための案内休憩所や多目的広場、便益施設を整備し、歴史資源の説明を行う拠点や散策の起終点とすることで、歴史的風致を担う地域住民や来訪者の意識向上を図る。



整備箇所の現状

史跡東部整備事業(柳原区画)

柳原区画の最盛期の姿を実物大で復元・表示することで、斎宮らしい雰囲気をもっとリアルに体感でき、そこで生活していた斎王をはじめとする大勢の人々の暮らしを想起させ、歴史的風致を担う地域住民の意識向上を図る。



整備イメージ

萩戸散策道整備事業

来訪者等が散策できる回遊ルートを整備し、史跡内の歴史文化を紹介する機会を増やすことで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



整備箇所の現状

神宮橋整備事業

木橋をイメージした神宮橋を整備し、史跡内の散策道かつ生活道路とすることで、区域内の回遊性や住民の生活環境の向上を図る。



整備箇所(神宮橋跡)

景観形成に関する施策

都市計画マスタープランにおいて「特定用途制限地域」を活用し、地域の実情に応じた柔軟な土地利用を図っていくために地区区分を行い、規制誘導を推進します。また、景観法に基づく景観計画や屋外広告物条例等に基づく規制誘導は、住民の機運の高まってきた段階で検討を進めていく。